

「東多田里山の会」 会則

<名称>

第1条

本会は、「東多田里山の会」という。

<目的>

第2条

本会は、川西市が所有する東多田の里山（川西市東多田字松が辻2番外10筆）を整備・再生することにより、生物多様性保全などの環境機能、学習や教育の場としての文化機能、土砂の流出防止などの減災機能などの向上に寄与することを目的とする。

<会員>

第3条

本会の目的に賛同して入会を希望する個人または法人は、入会を申し出て会員となることができる。

<役員>

第4条

本会に、会長、副会長、総務、会計、監査役を置く。

- 2 役員は、総会で選任する。
- 3 会長は、本会を代表し、その運営を統括する。
- 4 副会長は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代理を務める。
- 5 総務は、本会の事務、広報等を行う。
- 6 会計は、本会の会計を行う。
- 7 監査役は、本会の会計の監査を行う。

<役員任期>

第5条

役員任期は2会計年度とし、再任を妨げない。

- 2 欠員又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

<総会>

第6条

総会は、本会の活動に関する基本的案件を協議し、決定する。

- 2 総会は、会員の2分の1の出席をもって成立するものとする。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。
- 3 総会の議事は、出席者の過半数で決する。
- 4 総会は、会計年度終了後60日以内に開かれる。

<運営委員会>

第7条

本会における運営と整備について、計画・執行を担う機関として、運営委員会を置く

- 2 運営委員会委員は、役員と会長が指名した者で構成する。

<会費>

第8条

会員は、会費を納めなければならない。

- 2 会費は、個人会員は年1千円、法人会員は年1万円とする。
- 3 2年間続けて会費を納めなかった場合は、退会したものとみなされる。

<会計年度>

第9条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

「付 則」

1. 本会則は、平成31年（2019年）1月17日決定する。
2. 本会は、平成31年（2019年）1月17日発足する。